改題 第 82 号

2007年 9月 20日

ANDES A

O発行 東京清掃労働組合

一組本庁支部

〇編集 山崎 精一

新たに3工場に委託提案

運転係全係に拡大

9月18日、小委員会交渉が行われ、一組当局から20年度の運転管理業務等の委託の提案がありました。これまでの4工場に加え、北、墨田、江戸川の3工場を新たに委託とし、運転係については全係委託にすることを骨子とする提案です。【くわしくは労務情報26号をご覧ください】組合側は提案の即時撤回を要求すると同時に、専門委員会での協議に応じることを申し入れました。

抗議要請行動に87人

職場の声を結集

この清掃工場のアウトソーシング提案に対する抗議要請行動が翌 19 日 17 時 15 分より入札室で行われました。北原本部副委員長を先頭に全支部から 87 人の代表が結集して行われました

一組総支部から提案の撤回を求める要請書を 提出し、新たに委託が提案された北、墨田、江 戸川工場支部の代表からも職場の声を集めた要 請が行われ、港工場からも追加の要請を行いま した。その主張は大きく次の4点にまとめられ ます。

- 【1】 18,19 年度と委託を認めてきたが、それは設備管理職員の補充・採用がない中で、葛飾、世田谷工場の新設のための人員を確保するための判断であった。今回は新設工場がなく、委託のための委託であり、事情がまったく違う。
- 【2】 委託による経費削減効果はわずかであり、 ごみ量の減量に対応して工場稼動や立替を見直 す方がはるかに削減効果が大きい。
- 【3】 運転係は工場の根幹であり、その全係委託は工場運営の実質放棄に等しく、「工場の核となる部署は直営堅持していく」という身分切替時の佐藤副管の発言を裏切るものである。また技術・技能の伝承をめざす当局の「人材育成計画」とも矛盾する。
- 【4】 既に行われている委託の実態をみれば、

プラントメーカーによる「偽装特命随意契約」 となっており、派遣や再委託が行われている。 このような委託の実態では安全で安定的な工場 運営はできない。

◆ 労務情報を読んで下さい! ◆

このような組合側の主張に対して、内田経営 改革担当参事からはこの提案は「経営計画」「経 営改革プラン」で区民に約束したものであり、 区・区長・議会からの強い要求である、との説 明がありました。組合側の主張と一組当局の主 張のどちらが工場の実態を反映したものであり、 安全な運営に責任を持ったものであるか、ぜひ 双方の主張を読んで確かめてください。労務情 報 27 号に議事録と要請文全文が載っています ので 15 ページと長いものですが、ぜひお読み ください。

一組人事上の取り扱い

事務と設管の採用に道

この委託の提案と同時に一組当局からは「一組の人事上の取り扱いについて」の説明がありました。9月14日の区長会総会で以下の3点が確認されました。

- 【1】 区派遣の事務職員の内、希望する者は人事交流により固有職員に身分切替できる。
- 【2】事務職員の固有職員を採用できる。
- 【3】 設備管理職員の補充の必要性が生じた場合は経営委員会で検討し、評議会の了承により採用できる。

これらは組合が強く要求してきたことであり、ようやく区長会の了承が得られたことは評価できます。しかし、これまで設備管理職員の存在を無視して一組の将来を考えようとしてきたこと自体が異常なことであり、ようやく当然の前提が認められたに過ぎません。設備管理職員の採用には、アウトソーシングの継続により、設備管理職員440人中160人削減することが前提になっています。新たな委託を受け入れる理由とはなりえません。